

## ※東京都パンフレットより抜粋

## 段階区分について

居住費と食費の負担額は、過重な負担とならないよう課税状況や年金収入の状況に応じて4段階に区分されており、申請により減額されます。

段 階 区 分			
所 得 区 分 負担区			
市町村民税	世帯課税者		第4段階
	世帯非課税者	合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超	第3段階
		合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	第2段階
		老齢福祉年金受給者	第1段階
生活保護受給者等			即以下依

その他に高額介護サービス費の支給制度等の自己負担の軽減制度がありますので、東京都やお住まいの市区町村までご相談ください。